

令和2年2月28日

北海道大学病院長
子どもの園保育園園長 殿

理事・事務局長 関 靖 直

発熱等の症状がある北海道大学病院及び子どもの園保育園に勤務する
職員の就業上の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、医療施設等に対しては、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月25日付け厚生労働省医政局総務課、医政局地域医療計画課、健康局結核感染症課事務連絡）」が、認可保育所に対しては、「新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年2月26日時点）（令和2年2月26日付け札幌市子ども未来局子育て支援部長通知）」が発出され、発熱等の症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底するよう求められています。

つきましては、北海道大学病院及び子どもの園保育園に勤務する職員が、発熱等の症状が認められた場合の就業上の取扱いについて、当分の間、下記のとおりといたしますので、所属職員に対して周知願います。

記

1. 就業上の取扱い

(1) 就業禁止

北海道大学病院及び子どもの園保育園に勤務する職員は、出勤前に体温計測し、37.5度以上の発熱や呼吸器症状が認められる場合には、職員からの申出に基づき、就業禁止とする。

(2) 就業禁止の期間

就業禁止の期間は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとする。

2. 就業禁止期間中の給与

国立大学法人北海道大学職員給与規程（平成16年海大達第93号）その他の関係規程に基づき、基本給等の減額は行わない。ただし、90日を超えて引き続き勤務しないときを除く。

〔参考〕 国立大学法人北海道大学職員就業規則（平成 16 年海大達第 85 号）

（就業禁止）

第 52 条 大学は、職員が次の各号の一に該当する場合には、就業を禁止することがある。

- （1） 伝染のおそれのある病人，保菌者及び保菌のおそれのある場合
- （2） 労働のため病勢が悪化するおそれのある場合
- （3） 前各号に準ずる場合

2 前項に該当する場合は，直ちに所属長に届け出て，その指示に従わなければならない。